

京都市生物多様性プラン（2021-2030） 策定に向けた提言について （答申素案）

★ご議論いただきたいポイント

- ① 第1章の「基本方針」及び「プランが目指す方向性」（P. 2～3）
- ② 第2章で記載しておくべき要素（P. 5）
- ③ 第4章「2030年までの推進施策及び事業」の記載内容（P. 8～18）
- ④ 第5章「推進プロジェクト」（リーディング事業）について（P. 23）

目次

はじめに	1
第1章 プランの位置づけと目指すもの.....	2
1.1 基本方針.....	2
1.2 プランが目指す方向性.....	2
1.3 計画期間.....	3
1.4 プランの位置づけ.....	3
1.5 他分野の関連計画との関係.....	4
第2章 京都市における生物多様性の重要性と課題.....	5
2.1 京都市における生物多様性の重要性.....	5
2.2 京都市の生物多様性の現状と課題.....	5
2.3 生物多様性をめぐる動向.....	5
第3章 2050年のあるべき姿.....	6
3.1 2050年のあるべき姿.....	6
3.2 2050年までに達成すべきこと.....	6
第4章 2030年度までの目標と施策.....	7
4.1 2030年度までの目標.....	7
4.2 2030年度までの推進施策及び事業.....	8
第5章 私たちにできること.....	19
5.1 一人ひとりにできること.....	19
5.2 各主体の責務・できること.....	21
5.3 みんなで取り組む「推進プロジェクト」.....	23
第6章 推進体制と進行管理.....	24
6.1 推進体制.....	24
6.2 進行管理.....	24
6.3 評価方法.....	24
6.4 プランの見直し.....	24

はじめに

本市では、京都ならではの自然環境や伝統文化を後世に受け継いでいくため、平成26年3月に「京都市生物多様性プラン～生きもの・文化豊かな京都を未来へ～」を策定し、生物多様性保全の取組を進めてきた。

しかし、依然として、チマキザサ等の京都らしさ（伝統、文化、産業、景観等）を支える生物資源の減少、人の手が入らなくなったことによる森林の荒廃やシカ等の鳥獣被害の増加、外来種の増加、自然との触れ合いの減少、保全のための活動資金や担い手の確保など、生物多様性に関する課題は顕在化しており、また、河川等を經由して海域に流出するプラスチックごみの生態系への影響など、本市において、緊急に対策を講じなければならない新たな問題も発生している。

京都の豊かな自然環境とそれに支えられた暮らしや伝統、文化等を今後も継承していくためには、社会全体でみんなが行動を起こしていく必要があることから、より一層、生物多様性保全の取組を推進していくため、後継プランとして、「京都市生物多様性プラン（2021-2030）」（以下「次期プラン」という。）が策定されるよう答申するものである。

第1章 プランの位置づけと目指すもの

1.1 基本方針

京都市には、森林や河川、水田等の農耕地、市街地、社寺など、様々な環境があり、多種多様な植物をはじめ、ほ乳類、魚類、鳥類、昆虫類等の様々な生きものが存在する。

鳥のさえずりや虫の声、季節の花など四季の移り変わりを見つめ、豊かな自然を感じ、慈しむことを通じて、私たちの心の豊かさや健康が保たれ、また、生物多様性に支えられた豊かな自然からの恵みを利用することで、京都ならではの趣のある景観や文化、産業が生まれ、暮らしの営みとともに安心安全が保たれてきた。

かけがえない京都の歴史や文化を次世代に継承し、新たな価値を創造し続けるためには、将来にわたって自然からの恵みを享受できるよう、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を目指すべきである。

本プランでは、京都市基本計画に掲げる推進施策「生物多様性豊かな自然環境の保全と利用」の具体的な方策を示し、あらゆる主体が行動できる指針とする必要がある。

そして、生物多様性の保全と相互に関連する「地球温暖化対策」や「循環型社会の構築」と一体的に取り組を進めていくことはもちろんのこと、生物多様性に密接に係る、農林業、都市緑化、伝統・文化、防災・減災、観光、健康、消費生活等のあらゆる分野の政策との融合により、環境・経済・社会の諸問題の統合的な解決を図ることで、国際目標である SDGs の達成やレジリエンスの向上に貢献し、持続可能な社会を構築する。

1.2 プランが目指す方向性

(1) 「知る」から「行動」へ

これまで、生物多様性そのものの理解と普及に努めてきたが、人と自然との共生社会の実現に向けて、今後は、生物多様性に配慮した社会経済への転換が重要である。

そのためには、市民、事業者、農林業従事者、活動団体、大学・研究機関、学校、行政等が、「自分ごと」として生物多様性のために行動していく必要がある。

行政だけではなく、それぞれの立場で何ができるのかを示すことを念頭に置き、生物多様性のための行動を促進する必要がある。

取組の実施に当たっては、市民、地域、事業者、農林業従事者、活動団体、大学・研究機関、学校、行政など誰もがそれぞれの立場で行動できるよう、具体的な行動例を提示し、行動の指針となるものとするべきである。

(2) 「生物多様性の持続可能な利用※」の重点化

私たちは、四季折々の自然と共生する暮らしの営みやお祭り等において、生物多様性の恵みを持続的に利用することで、これを保全してきた。

しかし、近年では、自然との触れ合いの機会が減少し、人と自然との関係が希薄化するとともに、建築材や燃料材として木材を利用しなくなったことや担い手の減少による手入れ不足に伴い、森林の荒廃が進むなど、生物多様性の恵みが失われつつある。

生物多様性の問題を「自分ごと」として捉え、行動につなげるためには、先人から受け継がれてきた京都の生活文化を再認識し、日常の中で自然を身近に感じ、生物多様性の恵みを持続的に利用するライフスタイルが非常に大切であることから、本プランでは、「生物多様性の持続可能な利用」の視点を重視した取組を進めるべきである。

＜生物多様性の持続可能な利用とは＞

現在及び将来の世代が生物多様性の恵みを享受するとともに、人類の存続の基盤である生物多様性が将来にわたって維持されるよう、長期的な減少をもたらさない方法で、生物多様性の恵みを利用することをいう。

(3) 京都から世界の生物多様性の保全に貢献する

グローバル化が進んだ現代では、日々の生活の中で、多彩な食品など、世界中の生物資源を過剰に輸入・消費しており、都市での生物資源の消費は、都市やその周辺だけでなく、他の国の生態系にまで影響を与える可能性がある。

都市に住む人々が生物多様性の重要性を理解し、生物多様性のために行動することは、地球全体の生物多様性の保全にもつながることから、本プランでは、生産、流通、消費の各段階において、生物多様性の持続可能な利用の実践を促すなど、本市から世界の生物多様性の保全に貢献することを目指すべきである。

さらには、1,200年続く都市である京都であるからこそ育まれてきた、自然と共生する文化・暮らしや、多様な主体が協働する取組を世界に発信することにより、世界の生物多様性の保全に寄与するべきである。

1.3 計画期間

令和2（2021）年度から令和11（2030）年度までの10年間

1.4 プランの位置づけ

本プランは、生物多様性基本法第13条に基づく、京都市域における「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」として策定されたい。

また、本プランは、「京都市基本計画」及び「京都市環境基本計画」の生物多様性分野における個別計画に位置付けられたい。

1.5 他分野の関連計画との関係

本プランでは，上位計画である「京都市基本計画」に掲げる推進施策「生物多様性豊かな自然環境の保全と利用」の具体的な方策を示したうえで，地球温暖化対策や循環型社会の形成をはじめ，農林業，都市緑化等のまちづくり，消費等のライフスタイルなど，様々な分野別計画との連携を図ることで，本市の様々な社会的課題の同時解決を図るとともに，相乗効果を目指されたい。

関連計画との関係を
体系図を作成し，図示する予定

第2章 京都市における生物多様性の重要性と課題

以下の事項については、第3回部会において、より詳細に記載する。

2.1 京都市における生物多様性の重要性

- ・生物多様性は、食料や水の供給、洪水等の自然災害の防止、レクリエーション機能等、様々な恵みをもたらすものであり、私たちの暮らしと密接な関係にあるだけでなく、安らぎを与え、人間の生存の基盤となるものである。
- ・生物多様性を利用することで、「京都らしさ」（伝統、景観、文化、産業）は成り立っている。



- 生物多様性の損失は、「京都らしさ」や暮らしの安心安全が失われることにつながる。
- 「京都らしさ」を未来に引き継ぐため、意識的に生物多様性の持続可能な利用に取り組む必要がある。

2.2 京都市の生物多様性の現状と課題

(1) 生物多様性の持続可能な利用

- ・チマキザサやフタバアオイ等、「京都らしさ」を支える生物資源の減少
- ・人の手が入らなくなったことによる、森林の荒廃やシカ等の鳥獣被害の増加

(2) 生物多様性の保全・回復

- ・多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の危機
- ・希少な種の減少や外来種の増加
- ・地球温暖化やマイクロプラスチック等による生態系への影響

(3) ライフスタイルの転換

- ・自然との触れ合いの減少等による生物多様性とのつながりの希薄化
- ・生物多様性のための行動・選択の固定化

(4) 社会変革のための仕組み

- ・活動資金や担い手の確保
- ・生物多様性に関する知見の不足

2.3 生物多様性をめぐる動向

- ・「ポスト2020」や「アフターコロナ」の視点について記載

第3章 2050年のあるべき姿

3.1 2050年のあるべき姿

生物多様性の取組は、生態系の保全・回復、人の意識や行動の変化など、結果が現れるまで時間を要することから、長期的な視点を持って、進めていく必要がある。

このことから、京都宣言の「2050年の世界の都市のあるべき姿」に掲げる「生命の源であり炭素吸収源でもある自然との共生が実現している」を生物多様性保全の視点から具体的に示すものとして、「2050年のあるべき姿」を次のとおり掲げるべきである。

**自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、
京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」**

3.2 2050年までに達成すべきこと

京都らしさを支える生物資源の維持・再生に向け、「持続可能な利用」の観点を意識し、生息・生育地の危機や外来種の増加などの「保全」に関する課題を克服するとともに、生物多様性とのつながりの希薄化などの「ライフスタイル」に関する課題、活動資金や担い手の確保などの「社会」の在り方に関する課題の解消を図るため、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性の保全・回復」、「ライフスタイルの転換」、「社会変革に向けた仕組み」の4つの視点ごとに「2050年までに達成すべきこと」を掲げられたい。

(1) 生物多様性の持続的な利用

- ① 自然のバランスを保ちつつ、生物資源の持続的な利用を可能にする。
- ② 地球温暖化への適応や防災・減災等の様々な社会的課題に対し、自然が持つ機能を十分に活用する。

(2) 生物多様性の保全・回復

- ① 生態系・種・遺伝子の多様性の損失を食い止める。
- ② 世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑え、地球温暖化による生物多様性への影響をできるだけ回避する。

(3) ライフスタイルの転換

- ① 一人ひとりが自然を身近に感じ、生物多様性の問題を「自分ごと」として認識する。
- ② 一人ひとりが生物多様性の持続的な利用と保全・回復のために行動・選択している。

(4) 社会変革に向けた仕組み

- ① 社会経済活動において、生物多様性の持続的な利用と保全・回復が組み込まれている。
- ② 各主体がそれぞれの立場で生物多様性保全の担い手として活躍している。

第4章 2030年度までの目標と施策

4.1 2030年度までの目標

「2050年までに達成すべきこと」の実現に向けて、バックキャスティングの考えに基づき、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性の保全・回復」、「ライフスタイルの転換」、「社会変革に向けた仕組み」の4つの視点ごとに「2030年度までの目標」を設定し、それぞれの目標の達成状況を判断する基準となる「達成項目」を設定するべきである。

(目標1) 京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る

- ① 京都の文化を支える生物資源を持続的に利用する。
- ② 自然が持つ多様な機能を導入し、レジリエンスの向上を図る。
- ③ 環境に配慮し、生物多様性を活用した観光を促進する。

(目標2) 生息・生育地と種の多様性を保全・回復する。

- ① 多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の環境を改善する。
- ② 里地里山の生物多様性の劣化を食い止め、回復を図る。
- ③ 種の絶滅を食い止める。
- ④ 侵略的外来種の侵入・拡大を抑制し、生態系や人の健康、農林業への被害を防止する。
- ⑤ 海洋汚染につながる河川のプラスチックごみを大幅に削減する。
- ⑥ 地球温暖化を緩和する。(温室効果ガス排出量 2013年度比 40 %以上削減)

(目標3) 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る。

- ① 一人ひとりが自然を身近に感じ、暮らしている。
- ② 一人ひとりが生物多様性とのつながりを認識している。
- ③ 一人ひとりが生物多様性のために行動している。
- ④ 生物多様性に配慮した消費行動が広がっている。

(目標4) 社会変革に向けた仕組みを構築する。

- ① 生物多様性に配慮した経済活動を促進する。
- ② 生物多様性保全のための活動を支援する。
- ③ 生物多様性に関する情報の集約・発信力を強化する。
- ④ 生物多様性の現状を把握するための知見を集積する

4.2 2030 年度までの推進施策及び事業

本項目では、「2030 年度までの目標」を達成するため、必要な施策を示すとともに、各施策の推進に当たって、具体的に主な事業を示すべきである。

また、各目標の達成に向けては、行動の見える化を意識し、以下に記載の主な新規・充実の取組のほか、既存の関連事業を適宜、融合し展開するとともに、「目標達成のためにそれぞれができること」として、各主体の行動例を示すことが必要である。

目標1 京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る。

達成項目

- ①京都の文化を支える生物資源を持続的に利用する。
- ②自然が持つ多様な機能を導入し、レジリエンスの向上を図る。
- ③環境に配慮し、生物多様性を活用した観光を促進する。

日々の暮らしの中で自然を身近に感じる機会が少なくなっていることや、祇園祭の粽に使用されるチマキザサや葵祭に使用されるフタバアオイ等の生物資源の減少が課題となっていることから、京都の文化を支える生物資源を持続的に利用することを目指すべきである。

また、生物多様性の恵みを最大限に活かすことで、災害を防いだり、美しい自然景観を創出するなど、レジリエンスの向上や新たな観光資源としての活用を目指す。

〔推進施策〕

(1) 文化を支える生物資源の持続的な利用

京都の文化を支える生物資源の現状を把握し、持続可能な形で利用できるよう、個体数の確保や生育・生育地の保全・回復を図るとともに、文化への利用の場面を通して保全の必要性を発信することで、取組の輪を広げ、「京都らしさ」の継承・発展につなげる。

■当面の主な事業

事業名	京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度の拡充
概要	京都の祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生のための取組を認定し、必要に応じて技術的な支援のための専門家を派遣する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度（平成26年9月創設）」について、活動内容（目的、取組内容、利用方法等）を提示するなど、容易に取り組めるものとし、認定の対象を現在の企業等の団体だけでなく、個人や地域にも拡充する。

(2) 自然の持つ機能を活かした緑と水辺の整備

市街地の緑地への在来種の取り入れや多自然河川づくりを推進するとともに、市街地の緑地として重要な役割を担う社寺等の庭園の維持・継承を図ることで、市街地における生きものの生息・生育地の確保や生態系ネットワークの形成につなげる。

また、自然が持つ機能を活用することで、自然災害の防災・減災、地球温暖化への適応等の課題解決に貢献する「グリーンインフラ」の整備を推進されたい。

■当面の主な事業

事業名	生態系の防災・減災への活用
概要	雨庭の整備や森林の適切な管理等により、自然環境が有する多様機能（水源涵養機能等）を積極的に活用し、自然災害の防災・減災につなげる。

(3) サステナブルツーリズムの推進

「京都らしさ」を支える豊かな自然環境を観光資源としたエコツーリズムや里地里山に滞在し、農林業等の体験を行うグリーンツーリズムを推進することで、その価値や大切さを発信するとともに、生物多様性の保全活動への参加・支援、健康長寿やメンタルヘルスの向上につなげる。

また、「環境先進都市・京都」として、エコバッグやマイボトルの持参、アメニティグッズの削減等の取組を促進することで、環境に配慮した観光を広げる必要がある。

■当面の主な事業

事業名	エコツーリズムの推進
概要	生物多様性を身近に感じる機会を創出するとともに、観光の分散化に寄与するよう、トレイルの紹介、保全体験、農業体験を取り入れた京都観光や回復させた竹林景観を対象とした観光の提案など、新たな観光資源の発掘や情報発信等の取組を行い、京都の自然を活用したエコツーリズムを推進する。

事業名	環境負荷の低減に資する観光の促進
概要	エコバッグの携帯、マイボトルの持参、アメニティの削減等の取組の促進により、環境に配慮した観光を促進する。

目標２ 生息・生育地と種の多様性を保全・回復する。

達成項目

- ①多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の環境を改善する。
- ②里地里山の生物多様性の劣化を食い止め、回復を図る。
- ③種の絶滅を食い止める。
- ④侵略的外来種の侵入・拡大を抑制し、生態系や人の健康、農林業への被害を防止する。
- ⑤海洋汚染につながる河川のプラスチックごみを大幅に削減する。
- ⑥地球温暖化を緩和する。(温室効果ガス排出量 2013 年度比 40 %以上削減)

生きものの重要な生息・生育地の危機的な状況や里地里山の荒廃、希少種の減少、外来種の増加等が課題となっていることから、生物多様性の保全上重要と考えられる地域や里地里山の生態系を保全・回復、希少種の減少や絶滅を回避するべきである。

また、生物多様性が失われる要因となる外来生物の防除や広域的な視点から生態系に影響を及ぼす可能性のあるプラスチックごみの削減を目指す。

なお、達成項目「⑥地球温暖化を緩和する。(温室効果ガス排出量 2013 年度比 40 %以上削減)」に向けては、「京都市地球温暖化対策計画」において施策を展開されたい。

〔推進施策〕

(1) 重点保全地域における保全強化

深泥池や八丁平、大原野森林公園等、本市の生物多様性保全上重要な地域を「重点保全地域」とし、モニタリング結果等を収集することで、重点保全地域の生物多様性の状況の把握に努める必要がある。

また、重点保全地域において、生物多様性の喪失が認められる場合は、保全・回復のための支援を行われたい。

■当面の主な事業

事業名	深泥池、八丁平、大原野森林公園等の保全管理
概要	深泥池、八丁平、大原野森林公園等を重点保全地域とし、既存法令の活用等により保全対策を強化する。

(2) 里地里山の保全・回復

健全で生物多様性豊かな森林を保全するための間伐の促進や森林病虫害への対策等の取組を推進するとともに、農産物や京都産木材の地産地消、減農薬等の環境に配慮した農業経営等の促進を図るなど、様々な対策を講じることで、生きものの生息・生育地として重要な役割を果たす里地里山を保全する必要がある。

また、シカ、イノシシ等の野生鳥獣について、侵入防止のための防護柵の設置や適切に捕獲を実施することで、食害等による生態系被害対策を講じられたい。

■当面の主な事業

事業名	シカの食害による生態系被害の防止
概要	里山の生態系被害を防止するため、農林業被害対策との連携を図り、防鹿柵の設置を拡大する。

事業名	竹林の適切な管理
概要	放置竹林について、地域やNPOと連携し、タケノコや竹材の利用を高めることにより需要を喚起するなど経済を循環させ、竹林の適切な管理を促進する。（洛西地域等）また、健全な竹林景観を回復させることにより、新たな観光資源として、京都観光の分散化を目指す。

(3) 希少種の保全・回復

希少種については、必要に応じて、安全な施設等で生きものを保護し、育て、増やす「生息域外保全」の取組を進めるとともに、本来の生息・生育地の保全・回復を進め、増やした生きものを生息地に戻す「野生復帰」を目指すことで、絶滅を食い止める必要がある。

■当面の主な事業

事業名	希少種の域外・域内保全の推進
概要	フタバアオイやキクタニギク等の希少種を生息域外で保全するとともに、生息地への移植を進めることで、生態系の回復を図る。 また、京都市動物園において、アジアゾウ等の国際的な希少種の域外保全を進めるとともに、国の天然記念物で国内希少野生動植物種のツシマヤマネコや京都府の絶滅寸前種であるイチモンジタナゴ等、国内希少種の飼域外・域内保全を推進する。

(4) 外来生物対策

特定外来生物について、「外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）」に基づき、定着・拡大を防止するとともに、被害状況や定着段階を踏まえた防除を実施することで、生態系への影響を抑止し、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害への対策を行う必要がある。

また、特定外来生物の生息状況や被害状況等の情報の収集を進めることで、対策の必要性や優先度の検討に活用されたい。

■当面の主な事業

事業名	特定外来生物の防除・定着防止の推進
概要	本市に定着しているアライグマ、アルゼンチンアリ等の特定外来生物の駆除を行うとともに、ヒアリ等の新たな特定外来生物の定着防止を図る。

(5) プラスチックごみへの対策

河川における清掃活動や生物多様性に配慮されたプラスチック代替品への転換を促進することで、プラスチックごみによる生態系への影響を低減するとともに本市河川におけるマイクロプラスチックの調査を実施することで、汚染状況を把握されたい。

■当面の主な事業

事業名	バイオマス資源を利用したプラスチック代替製品の利用促進
概要	バイオマス資源を利用したプラスチック代替製品を利用促進することで、プラスチックごみの削減を図る。

事業名	河川におけるマイクロプラスチック調査
概要	京都大学と連携し、河川のマイクロプラスチック調査を実施するとともに、その調査結果を活用し、プラスチックの使用削減や海洋汚染防止の普及啓発を行う。

目標3 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る。

達成項目

- ①一人ひとりが自然を身近に感じ、暮らしている。
- ②一人ひとりが生物多様性とのつながりを認識している。
- ③一人ひとりが生物多様性のために行動している。
- ④生物多様性に配慮した消費行動が広がっている。

自然との触れ合いが減少し、生物多様性の持続可能な利用と保全のための行動の不足が課題となっていることから、一人ひとりが自然を身近に感じて暮らし、生物多様性のために行動すること、さらには生物多様性に配慮した消費行動が広がることを目指すべきである。

(1) エシカル消費の推進

生物多様性に配慮した製品・サービスが優先的に選択されるよう、販売・消費促進のための仕組みづくりや環境ラベルの周知を行うことで、エシカル消費の推進を図る必要がある。

■当面の主な事業

事業名	生物多様性に配慮した製品・サービスの消費促進
概要	エシカル消費を通じて世界や地域の生物多様性の保全の輪を広げるため、地産地消やエコラベル等、生物多様性に配慮された製品等の普及を図る。

(2) 自然とのふれあいや学習の機会の充実

自然観察会や自然と共生する文化や暮らし方の発信を促進することで、自然を身近に感じるライフスタイルへの転換を図る必要がある。

また、ライフステージに応じて、学習会や生物多様性の持続可能な利用の観点からの啓発を実施するとともに、研修等を通じて指導者の育成に取り組むことで、生物多様性とのつながりを認識し、行動する担い手づくりを促進されたい。

■当面の主な事業

事業名	「京都生きもの検定」の実施に向けた検討
概要	身近な生きものや暮らしのつながりへの理解を広げるための取組を進めるために、生物多様性に関心を持つキッカケとして、楽しみながら学べる「京都生きもの検定（仮）」を創設する。

事業名	暮らしの中で自然を身近に感じるライフスタイルの提案
概要	SNSやイベント等を通じて、生け花や町家の工夫等、自然と共生する文化や暮らしを提案し、あらゆる人が自然を身近に感じられるようにする。

(3) 生物多様性の学びの拠点の充実

「いのちかがやく☆4園館」（京都市動物園，京都府立植物園，京都水族館及び京都市青少年科学センター）や環境学習施設（京エコロジーセンター，さすてな京都），自然体験施設等を生物多様性の啓発拠点とすることで，生物多様性に関する学びの提供や情報発信の強化を図られたい。

■当面の主な事業

事業名	生物多様性に関連する学びの拠点の連携強化
概要	生物多様性に関する情報の発信力や学びの質を向上させるため，4園館に加え，京エコロジーセンター，さすてな京都，自然体験施設等を学びの拠点とし，相互の連携を図る。

目標4 社会変革に向けた仕組みを構築する。

達成項目

- ①生物多様性に配慮した経済活動を促進する。
- ②生物多様性保全のための活動を支援する。
- ③生物多様性に関する情報の集約・発信力を強化する。
- ④生物多様性の現状を把握するための知見を集積する。

生物多様性保全のための活動資金や担い手の確保、知見の不足が課題であることから、生物多様性に配慮した経済活動や保全活動への支援を促進するとともに、生物多様性に関する情報の集約・発信力の強化を目指すべきである。

(1) 生物多様性に配慮した企業活動の促進

サプライチェーンや土地利用の見直し、環境マネジメントシステムや生物多様性に配慮に係る認証の取得、CSR 活動の実施等、生物多様性に配慮した企業活動を促進するための仕組みづくりを行うことで、生物多様性に配慮した社会への転換を図る必要がある。

■当面の主な事業

事業名	企業による生物多様性に関する取組を促進する仕組みづくり
概要	企業による生物多様性保全の取組を認定・支援し、生物多様性に配慮した経済活動の推進を図る。

(2) 生物多様性保全のネットワーク形成

保全活動と市民・事業者等をつなぐ仕組みや資金調達の仕組みづくりを行うことで、保全活動における担い手や資金の確保を図る必要がある。

■当面の主な事業

事業名	生物多様性保全の担い手宣言制度の創設
概要	生物多様性保全のために行動する人（担い手）を増やすため、様々な主体が取り組める行動例を示し、できる取組を宣言してもらう「生物多様性保全の担い手宣言制度（仮）」を創設する。宣言者には、メルマガ等を通じて宣言内容に応じた情報提供や行動提示など、継続的に行動を促す。

(3) 公共施設・事業における配慮

在来種を積極的に取り入れた敷地内の緑化等、公共施設における生物多様性に配慮した土地利用の検討や公共事業における生物多様性への影響の見直しの実施を行うことで、生物多様性に配慮した取組の実施に努められたい。

■当面の主な事業

事業名	公共施設における生物多様性保全を取り入れた施策の推進
概要	生物多様性に配慮した施設や建築物の普及を図るため、率先実行として「京都市公共建築物低炭素仕様」に生物多様性への配慮事項を加える。

(4) 情報の集約・発信

ホームページや SNS 等において、本市における生物多様性の利用と保全・回復の取組や保全活動の実施状況等の情報を集約・発信することで、生物多様性の理解や行動に必要な情報を誰もが手軽に入手できるようにされたい。

■当面の主な事業

事業名	ICT を活用した保全活動の情報収集・発信の強化
概要	次期プランが目指す「あらゆる主体が生物多様性の重要性を認識し、『自分ごと』として行動する」ための仕組みづくりの核として、ポータルサイト「京・生きものミュージアム」をリニューアルし、情報の集約と発信の強化を図る。

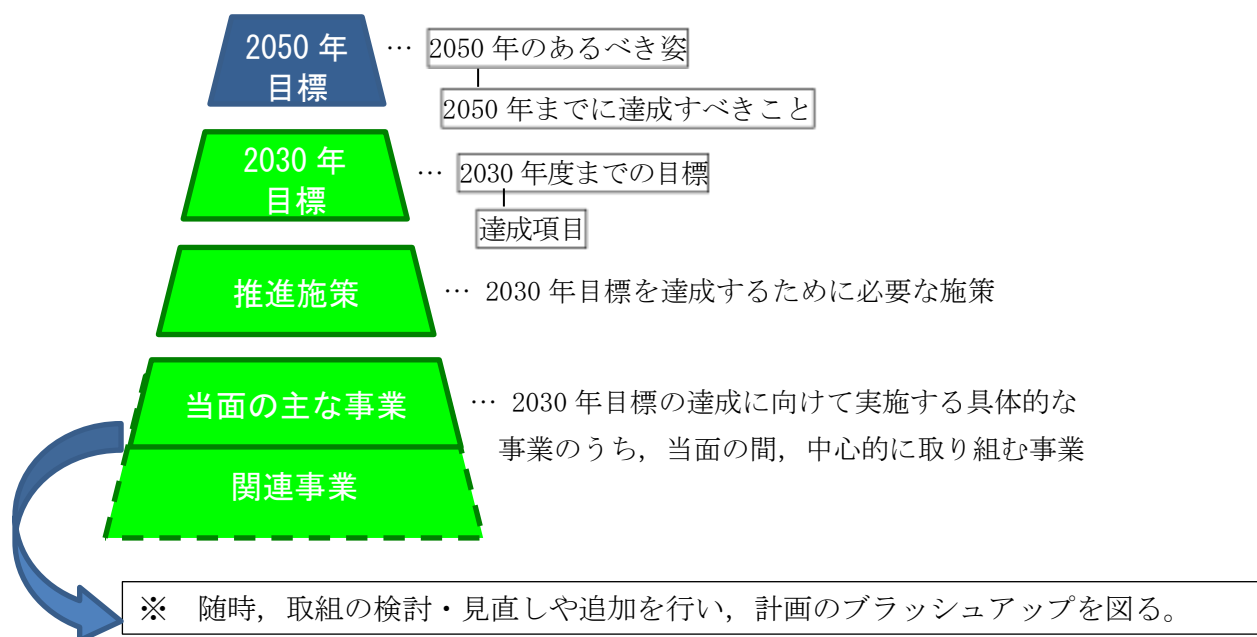
(5) 知見の集積

本市の生物多様性の現状を把握するための情報や自然と共生するための伝統的な知恵を収集することで、京都の生物多様性に関する知見として集積されたい。

■当面の主な事業

事業名	市民調査の実施（京の生きもの生息調査等）
概要	市民の協力のもと自然環境の現状を把握するための調査を実施する。

図 目標と施策や事業との関係



第5章 私たちにできること

4つの目標の達成に向け、一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、行動に移せるよう、「一人ひとりにできること」を例示するとともに、「自然との距離」や「取り組みやすさ」に応じて、行動を選択できるよう図示するべきである。

また、主体間の協働・連携の促進を図るため、「各主体の責務とできること」を例示するべきである。

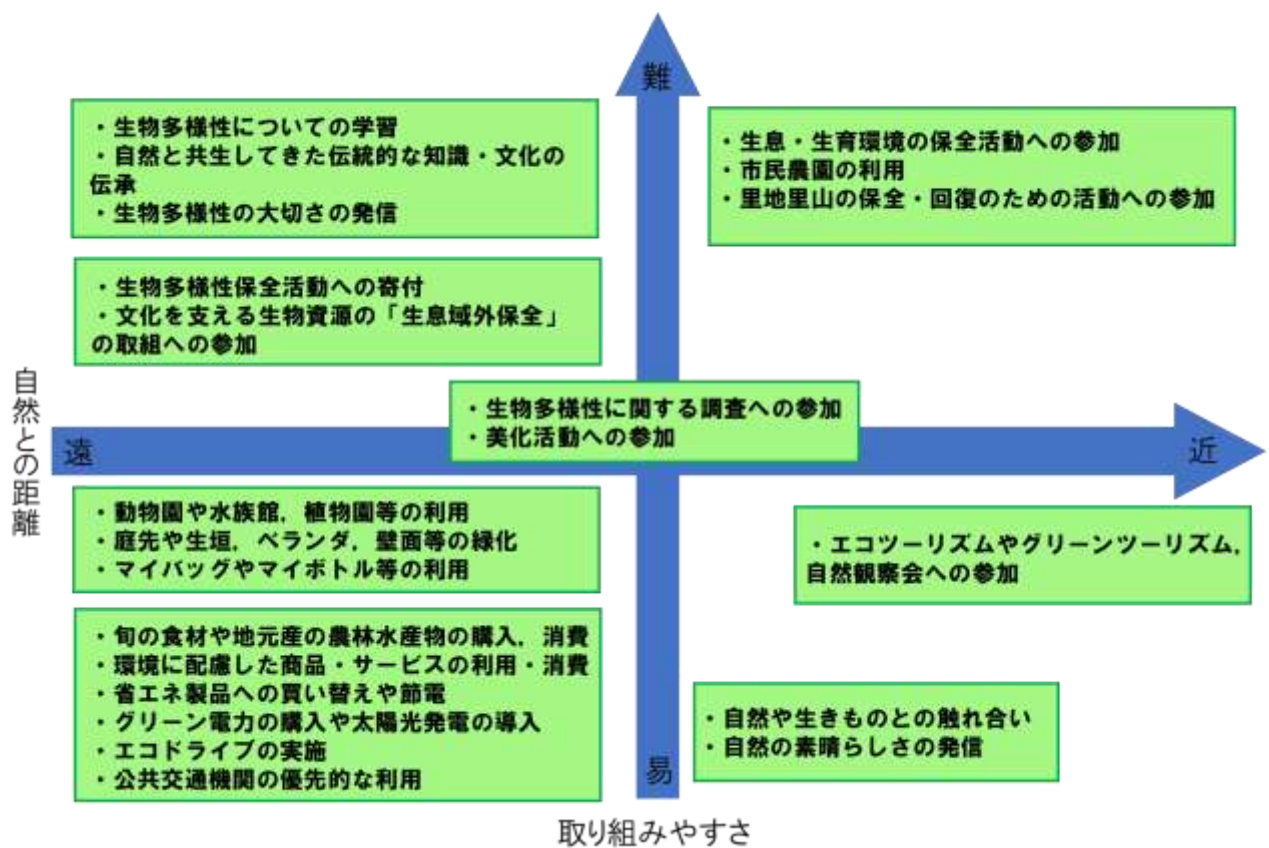
5.1 一人ひとりにできること

できること	関連目標
文化を支える生物資源の「生息域外保全」の取組に参加しましょう。	1, 2
旬の食材や地元産の農林水産物の購入、消費に努めましょう。	1, 2, 3
自宅の庭、生垣、ベランダ、壁面等の緑化に努めましょう。 また、緑化の際は、在来種や生きものを呼び込める種（実のなる木等）を意識して取り入れましょう。	1
エコツーリズムやグリーンツーリズムに参加する。	1
市民農園を利用しましょう。	2
里地里山の保全・回復のための活動に積極的に参加しましょう。	2
地域の美化活動に参加しましょう。	2
マイバッグやマイボトルを利用してプラスチックごみをなるべく出さないようにしましょう。	2, 3
公共交通機関を可能な範囲で優先的に利用しましょう。	2, 3
環境性能の高い車を選択し、エコドライブを実施しましょう。	2, 3
省エネ製品への買い替えや節電に取り組みましょう。	2, 3
グリーン電力の購入や太陽光発電の導入を検討しましょう。	2, 3
自然環境や動植物の保全活動に参加しましょう。	2, 3, 4
環境に配慮した商品・サービスの優先的な購入、消費に努めましょう。	3
写真や絵、文章等を通じて、京都の自然の素晴らしさを広めましょう。	3
自然と共生してきた伝統的な知識・文化を伝えましょう。	3
自然に出かけたり、自然観察会に積極的に参加するなど、自然や生きものとの触れ合いの機会を持ちましょう。	3
動物園や水族館、植物園に出かけましょう。	3
生物多様性に関する学習の機会に積極的に参加しましょう。	3
生物多様性の大切さの理解を深め、地域でそのことを伝えることのできるリーダーになりましょう。	3
自然環境や動植物の保全活動に寄付しましょう。	4
市域の動植物の生息・生育状況等の調査に積極的に参加しましょう。	4

○生物多様性のために必ず守るべき事項

- ・野生鳥獣にはエサを与えないようにしましょう。
- ・ペットは最後まで責任を持って飼育し、捨てたり放したりしないようにしましょう。
- ・野外に生息・生育する希少種を採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- ・野外にごみを捨てないようにしましょう。

図 「自然との距離」と「取り組みやすさ」に応じた行動指針



5.2 各主体の責務・できること

(1) 事業者

責務	関連目標
開発行為に当たっては地域の生態系に重大な影響を及ぼさないよう計画段階から検討を行う。	2
生態系に影響を及ぼす化学物質を使用しない。	2

	できること	関連目標
共通	木材、竹材等の利用不足となっている市内産の生物資源を利用する。	1, 2, 3
	在来種や生きものを呼び込める種（実のなる木等）を積極的に使用し、敷地内を緑化する。	1, 2
	社員食堂などで地元産の農水産物の購入、消費に努めましょう。また、不揃いな野菜・果物も積極的に購入する。	2, 3
	プラスチックごみの発生が少ない製品・サービスを提供しましょう。	2
	製品の生産過程やサービスの提供過程において発生する生物多様性への影響を把握し、可能な限り低減を図る。	3
	生物多様性に配慮した商品・サービスを提供する。	3
	環境負荷の小さい物品を購入する。	3
	社員に対して生物多様性に関する学びの機会を提供する。	3
	地域に対して生物多様性に関する学習や自然体験の機会を提供する。	3
	CSR 活動を通じて、生物多様性の保全活動を実施する。	4
	KES 等、環境マネジメントシステムの認証を取得する。	4
	市民・団体等が実施する生物多様性の保全活動に対する支援を行う。	4
	環境報告書等で生物多様性に関する取組などの情報を開示・提供する。	4
観光業者	エコツーリズム、グリーンツーリズムの推進を支援しましょう。	1
第1次産業	減農薬や有機農法等、環境に配慮した農業に取り組みましょう。	2
	適切な間伐の実施等により、健全な森林の管理に努めましょう。	2
メディア	市域の生き物や自然の状況に関する情報や生物多様性の大切さについて、積極的に、分かりやすく発信しましょう。	3
金融	投融資の審査基準に生物多様性の観点を組み込みましょう。	4
	責任投資原則を考慮し、生物多様性への配慮を行いましょう。	4
	環境格付けの評価プロセスに生物多様性の観点を組み込むなどの方法により、生物多様性に配慮した事業活動を促進するような金融商品を開発・提供しましょう。	4

(2) 活動団体

責務	関連目標
活動のフィールドにおいて、生息・生育する希少種を採取したり、傷つけたりしないようにする。	2
外来生物の防除活動に当たっては、植物の種子の散乱や生きものの逃げ出しに注意し、他の地域に広げることのないようにする。	2

できること	関連目標
活動の一環として、エコツーリズムの取組に協力したり、企画したりしてみよう。	1
生き物の生息・生育場所や希少種、里地里山の保全等の活動を行うとともに、活動の輪を広げよう。	2
自然の素晴らしさや生物多様性の大切さを発信する。	3
自然環境の保全活動や自然観察会などを企画しよう。	3
地域で行われる学習会、自然観察会等に、積極的に協力しよう。	3
団体の中でも生物多様性に関する学習会等を開催して、知識の向上に努めよう。	3
活動のフィールドにおいてモニタリングを実施する等、生きものの生息状況の情報を積極的に収集しよう。	4

(3) 大学・研究機関

責務	関連目標
生物多様性保全上重要な地域の生態系等について調査・研究を行う。	4

できること	関連目標
生物多様性の保全活動が適切に実施されるよう、必要に応じて助言を行う。	2
生物多様性に関する最新の知見を発信する。	4

(4) 小・中・高等学校

責務	関連目標
ライフステージに応じて学習の機会を提供し、児童・生徒に自然の素晴らしさや生物多様性の大切さを伝える。	3

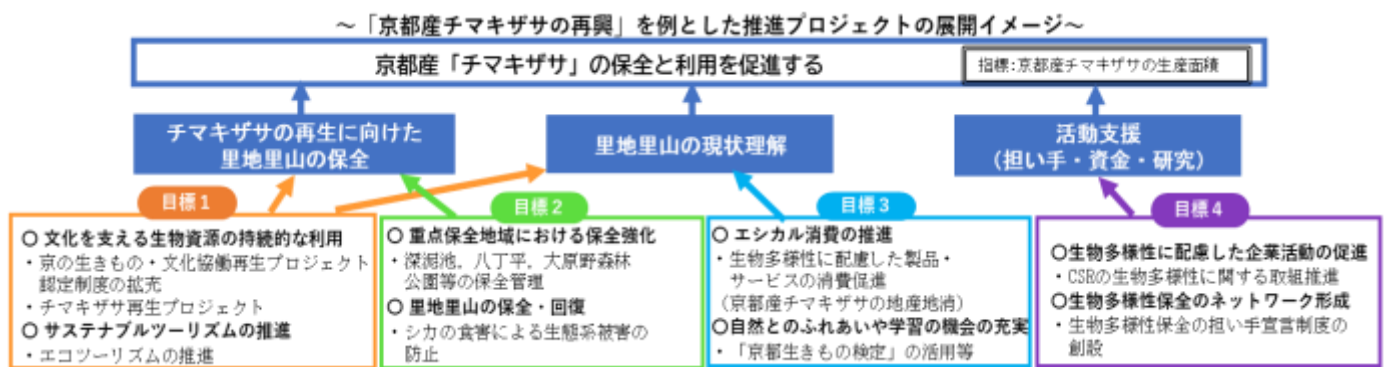
5.3 みんなで取り組む「推進プロジェクト」

誰もが「自分ごと」として生物多様性のための行動を起こすきっかけとなる取組として、「推進プロジェクト」を設定し、「京都らしさ（伝統、文化、産業、景観等）」の継承・発展につながるなど、市民にとって活動の意義が分かりやすく、参加しやすいテーマを多様な主体を巻き込んで実施するべきである。

また、主体ごとに行動例を示し、各主体の行動を下支えするための事業と関連付けることで、本プランに掲げる 2030 年度までの目標・施策の一体的な推進を図る必要がある。

<例>

例えば、祇園祭の粽に使用されるチマキザサを京都産にするなど「京都産チマキザサの再興」というキーワードをもって、目標 1～4 の達成を目指す。



第6章 推進体制と進行管理

6.1 推進体制

(1) 庁内における連携

庁内の生物多様性に関する施策や取組状況等について、全庁横断的にプランの推進を図られたい。

(2) 各主体との連携

市民，活動団体，事業者，教育機関，大学等の各主体と連携・協働し，プランの推進を図られたい。

(3) 国，京都府及び他都市との連携

国や京都府，他の地方自治体と情報共有を行うとともに，連携・協力を図られたい。

(4) 生物多様性保全検討部会

プランの進捗状況について，京都市環境審議会の下に設置されている「生物多様性保全検討部会」に毎年報告し，同部会において評価し，評価結果に基づき，必要な見直しを行う必要がある。

6.2 進行管理

PDCA サイクルを活用し，進行管理を行われたい。

6.3 評価方法

生物多様性の状態を端的に表す指標はなく，統計値や事業実績などの個々の増減のみの評価はなじまないことから，複数の客観的・主観的指標を設定し，指標ごとの評価を行ったうえで，各目標・達成項目の達成状況を総合的に判断するべきである。

資料 3－1，資料 3－2 にて別途審議

6.4 プランの見直し

本プランは，計画期間に関わらず，計画の進行具合や目標の達成状況，自然的社会的条件の変化，生物多様性国家戦略及び上位計画（京都市基本計画，京都市環境基本計画）の改定等の状況に応じて，必要である場合は見直しを行う。